

動物の輸出入検疫速報(平成21年8月分)

(単位:頭、羽、群)

	輸 入	輸 出
牛	-	-
豚	-	-
めん羊	2	-
山羊	-	-
その他の偶蹄類	-	-
馬	304	-
その他の馬科	-	-
兎	11	3
鶏	-	-
うずら	-	-
だちょう	-	-
七面鳥	-	-
あひる	-	-
がちょう	-	-
その他のかも目の鳥類	-	-
初生ひな(鶏)	82,059	-
初生ひな(その他)	1,310	-
種卵	-	-
みつばち(群)	-	-
指定検疫物以外の動物(注2)	-	12,050
犬	374	469
猫	154	124
あらいぐま	-	-
きつね	-	-
スカンク	-	-
サル	370	-

(資料)動物検疫所調べ

(注1)解放頭羽数ベースの速報値のため、数値が変更となることがある。

(注2)家畜伝染病予防法第45条第1項第1号に基づく検査を実施した動物。

輸入畜産物検査数量速報（平成21年8月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	碎骨	蹄角	骨髄	蹄角粉	その他の骨	計
	1,809,936	903,805	75,883	99,094	65,089	1	2,953,809
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	加熱処理牛肉
	46,380,148	61,622,997	1,180,375	15,049	5,112	-	682,488
	加熱処理豚肉	加熱処理その他の偶蹄類	ハム	加熱処理ハム	ソーセージ	加熱処理ソーセージ	ベーコン
	1,234,270	-	171,824	10,884	832,520	1,886,498	190,969
	加熱処理ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	非加熱その他の肉	加熱処理その他の肉
	18,567	323,233	526	24,418,260	-	1,146,192	4,493,031
	家禽加熱処理肉	加熱処理その他の家禽肉					計
22,508,799	2,421,485					169,543,226	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	加熱処理牛の臓器	加熱処理豚の臓器	加熱処理その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器
	251,641	19,508	990	-	-	-	56,243
	消化管等	加熱処理消化管等	ケーシング	脂肪	非加熱その他の臓器	加熱処理その他の臓器	加熱処理家禽臓器・消化管
	1,644,132	362,672	396,371	1,778,979	154	-	182,818
	加熱処理その他の家禽臓器						計
9,083						4,702,589	
卵類	食用殻付卵	液卵	その他の卵				計
	-	236,986	290				237,275
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	2,643,841	323,676	38,524	-	-	-	84,074
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
-	-	-				3,090,116	
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	3,472	-	6,255	-	5,250	23,973
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	16,090	348,123	-	-			403,163
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉・羽毛粉			計
	117,609	-	-	-			117,609
その他畜産物	精液（アンブル）	受精卵（個）	ふん・尿				計
	20,584	226	-				0
わら類	穀物のわら	飼料用の乾草	その他				計
	18,371,650	-	41,634				18,413,284
							総計
							199,461,072

資料）動物検査所調べ

- （注） 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
 2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
 3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも自由来の肉、ハム、ソーセージ及びベーコンである。
 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎及び犬の臓器を含む。
 5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
 6. 「その他の肉（臓器）」には、餃子やピザなど肉（臓器）を含む調製品である。
 7. 「加熱処理肉」、「加熱処理ソーセージ、ハム、ベーコン」、「その他の加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した処理施設で一定の加熱処理がなされたものである。なお、家禽肉由来のものは含めない。
 8. 「家禽加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した施設で加熱処理された鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも自由来の肉、ハム、ソーセージ及びベーコンである。
 9. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
 10. 総計に「その他の畜産物」は含めない。

輸出畜産物検疫数量速報（平成21年8月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	碎骨	蹄角	骨髄	生骨粉	加熱処理骨粉	蹄角粉
	-	-	-	-	-	-	-
	その他の骨						計
	-						0
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	ハム
	55,845	35,399	-	-	-	-	753
	ソーセージ	ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	その他の肉
	1,888	1,117	3	-	910,038	-	13,580
							計
						1,018,623	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器	消化管等	ケーシング	脂肪
	-	2	-	-	34,965	-	-
	非加熱 その他の臓器						計
	12						34,979
卵類	殻付卵	液卵	その他の卵				計
	52,185	-	-				52,185
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	1,532,012	4,185,103	18	-	-	-	-
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
	-	-	-				5,717,133
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	-	7,628	70	-	-	-
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	-	32,964	-	-			40,662
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	羽毛粉			計
	-	-	-	-			0
その他畜産物	精液 (アンブル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
	-	-	314,400				314,400
							総計
							6,863,582

資料) 動物検疫所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
 2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
 3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びそのほかのかも目由来の肉である。
 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎及び犬の臓器を含む。
 5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
 6. 「その他の肉(臓器)」は、餃子やピザなど肉(臓器)の調製品である。
 7. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含まない。
 8. 総計に「その他の畜産物」は含まない。